成年後見制度に関する必要書類のご案内

成年後見制度利用のお届けには、以下の書類などが必要となります。
後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)に選任された方は、以下の書類をご準備のうえ、お取引き店へご来店ください。
【お手続きに必要なもの】

項目	必要書類等	有効期限
成年後見制度(未成年後見制度)に関する確認書類	【成年後見制度(成年後見・保佐・補助)をご利用の場合】 ●「登記事項証明書」 または 「 審判書の謄本」および「確定証明書」 ・・・家庭裁判所の審判から登記までの期間中の方 (制度利用の変更等(制度利用の開始以外)の場合、「確定証明書」は不要です。) ・ 代理権の定めがある場合は、代理権目録もご提出ください。 **【任意後見制度をご利用の場合】** ●**「登記事項証明書」** または **「審判書の謄本」** ・・・家庭裁判所の審判から登記までの期間中の方 ・ 任意後見監督人の選任後お届けいただけます。 ・ 代理権の定めがある場合は、代理権目録もご提出ください。 **【未成年後見制度をご利用の場合】** ●「未成年者本人の戸籍謄本」および「審判書の謄本」 (未成年後見人が1名の場合、「審判書の謄本」は不要です。) ＜注意事項＞オンラインで取得したデータを印刷した書類は受付できませんのでご留意ください。	発行日から**6か月以内** お手続きをされる時点で最新の情報となっているもの (審判書の謄本および確定証明書は確定審判日から6か月以内)
成年後見人等の本人確認書類等	**【個人の方】** ・顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)(注1) **【法人の方】** ・法人の印鑑証明書 **【代理人の方】** ・顔写真入り本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)(注1) (注1)届出書記載の住所と本人確認書類の住所が相違する場合等、顔写真入り本人確認書類で確認が取れない場合は印鑑証明書(※)等の補足書類をご準備願います。 (※)印鑑証明書について 弁護士会または裁判所書記官発行の印鑑証明書、司法書士会または行政書士会等発行の職印証明書でも差し支えございません。	発行日から**6か月以内** お手続きをされる時点で最新の情報となっているもの
届出書	・成年後見制度・未成年後見制度に関する届出書(各金融機関所定の用紙)	
ご持参いただくもの	・通帳・証書・キャッシュカード等 ・届出印(今後のお取引に使用するご印鑑) ・実印(印鑑証明書を提出する場合は、後見人・代理人等の実印)	
新規口座開設する場合	・成年後見人等および被後見人等の本人確認書類	
通帳を紛失されている場合	・喪失関連書類(各金融機関所定の用紙) ・再発行手数料	

※お申出の内容によっては必要書類の省略、または別途書類が必要な場合があります。
詳細は被後見人等のお取引きのある次の連携金融機関へお問い合わせください。

【連携金融機関】

●晴れの国岡山農業協同組合　●岡山市農業協同組合
●中国銀行　●トマト銀行　●おかやま信用金庫　●水島信用金庫
●津山信用金庫　●玉島信用金庫　●備北信用金庫　●吉備信用金庫
●備前日生信用金庫　●笠岡信用組合

晴れの国岡山農業協同組合